生駒市立保育所延長保育実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、保護者の子育てを支援するため、生駒市立保育所(以下「保育所」という。)における通常の保育時間を超えて行う保育(以下「延長保育」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 延長保育の対象者は、保育所に入所する小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)であって1歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 保護者の勤務時間、通勤時間等により、延長保育が必要であると認められる者
 - (2) 保護者の急な残業その他のやむを得ない理由により、延長保育が必要であると認められる者

(実施日)

第3条 延長保育を実施する日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、 その日が生駒市立保育所規則(平成13年3月生駒市規則第8号)第2条各号 に定める休所日(以下「休所日」という。)に当たる場合は、この限りでな い。

(実施時間)

- 第4条 延長保育を実施する時間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各 号に定める時間とする。
 - (1) 保育標準時間認定(保育の利用が1月当たり平均275時間まで(1 日当たり11時間までに限る。)の認定区分をいう。)を受けた者 午前7時 から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後7時30分まで

(2) 保育短時間認定(保育の利用が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の認定区分をいう。)を受けた者 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時30分まで

(利用の届出等)

- 第5条 延長保育を希望する保護者は、延長保育利用届(別記様式)を、延長保育を希望する月の前月の20日(その日が休所日に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休所日でない日)までに(第2条第2号に該当する者が延長保育を利用した場合にあっては、利用後速やかに)市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、正当な理由があると認めるときは、延長保育の利用を中止することができる。

(延長保育料)

第6条 延長保育を利用する保護者は、別表に定める延長保育に係る費用(別表において「延長保育料」という。)を市に納付しなければならない。

(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

延長保育料表

入所する小		延長保育料								
学校就学前	午前7時か	ら午前7時			午後6時30分から午					
			前8時30分		後7時30分までの保					
する世帯の			育及び午後		育					
階層区分			から午後6	時30分ま						
			での保育							
	1月当たり	1月当たり	•	1月当たり	1月当たり	1月当たり				
	の利用日	の利用日	の利用日	の利用日	の利用日	の利用日				
	数が11日	数が10日	数が11日	数が10日		数が10日				
		以下				以下				
生活保護法	0円	0円	0円	0円	0円	0円				
(昭和25年										
法律第144										
号)による										
被保護世帯										
(単給世帯										
を含む。)及										
び中国残留										
邦人等の円										
滑な帰国の										
促進並びに										
永住帰国し										
た中国残留										
邦人等及び										
特定配偶者										
の自立の支										
援に関する										
法律(平成6										
年法律第30										
号)による										
支援給付受										
給世帯(以										
下「要保護										
世帯」とい										
う。)										
市町村民税	月額800	日額70円	月額1,600	日額150	月額1,600	日額150				
が非課税の	円		円	円	円	円				
世帯(要保										
護世帯を除										
< 。)										
その他の世	月額1,600	日額150	月額3,200	日額300	月額3,200	日額300				
帯	円	円	円	円	円	円				

備考

- 1 同一世帯から 2 人以上の小学校就学前子どもの延長保育が実施されている場合において、第 2 子以降の延長保育料の額は、この表に定める延長保育料の額に 0.5 を乗じて得た額(その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号)別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの延長保育料は、 0円とする。

延長保育利用届

年 月 日

生駒市長 殿

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号
 印

延長保育の利用について、下記のとおり希望しますので届け出ます。

記

(月分)

保育園名				クラス年齢		歳
児童名			生年月日	年	月	日生
保護者の 勤務時間						
延長保育を必要とする理由						
	日 ()	早朝・夕方		月 ()	早	・朝・夕方
	月 ()	早朝・夕方		日 ()	早	朝・夕方
	月 ()	早朝・夕方		日 ()	早	朝・夕方
	月 ()	早朝・夕方		日 ()	早	朝・夕方
延長保育	月 ()	早朝・夕方		日 ()	早	朝・夕方
希望日	月 ()	早朝・夕方		月 ()	早	朝・夕方
	日 ()	早朝・夕方		月 ()	早	朝・夕方
	日 ()	早朝・夕方		月 ()	早	朝・夕方
	日 ()	早朝・夕方		月 ()	早	朝・夕方
	月 ()	早朝・夕方		日 ()	早	朝・夕方